

つくし だより

2010年12月号

NO. 246

〒156-0056 世田谷区八幡山3-33-1 林マンション202

TEL/FAX 03-3304-1108

東京都精神障害者家族会連合会

(通称 東京つくし会) 2010. 12. 15

厚生労働省検討チームの近況

都連会長 野村忠良

来年度から予算がつけば始まる全国での「こころの総合支援チーム」施策に続いて、現在検討が進められているのは認知症患者急増への対応策です。200万人を超えて更に急増しつつあり、精神科病院への入院は5万人を上回りました。統合失調症のように、退院できずに社会的入院が急増するのではないかと懸念されています。精神疾患患者数が320万人余になりましたから、合わせて520万人余となります。

この状況に対して、厚生労働省の「新たな地域精神保健医療体制の構築に向けた検討チーム」では対応策の検討を進めています。方向性としては、入院はできるだけ治療効果のあがる患者のみを短期間に限って受けるようにし、それ以外の患者は自宅で早い段階から支援を始め、自宅での治療が無理になった方は介護施設など地域での居住場所を確保してそこで医療・介護支援を受けつつ尊厳を守られながら人生を全うするという方策が考えられています。

また、併行して精神保健福祉法の保護者制度の見直しも始まり、本人が受診を拒否して医療保護入院になる時の家族の同意の問題や、病院まで家族が連れて行けなければ自費で警備会社を雇って強制的に運んでもらう問題、退院するときに引き取る義務や医療費を家族が負担している問題などがこれから検討されます。

このように認知症患者と精神疾患患者の方々とその家族の人権が尊重され、地域で安心して暮らせるようになるための施策が徐々にではありますが考えられており、根本的な改革の方向に確実に動きつつあるのを検討チームの1構成員として筆者は感じています。

厚生労働省の職員の方々は、国民が幸せに暮らせる社会にするための優れた方策をなんとか実現したいと考えていらっしゃるようですが、政権が安定せず、マネーフレストもいい加減で予算も増えず困っているようです。結局は、様々な勢力の力関係を見ながら必ずしも最善とは言えないバランスのとれた政策に落ち付ける以外にないのでしょうか。

ここで問われているのは国民としての家族の意識です。人任せでない真剣な政治への関わり方をするために、取りあえずは署名集めで頑張りましょう。



東京無年金障害者をなくす会 記念行事

都連理事 松原のり子

2010年10月17日(日)東京都障害者福祉会館で第13回総会終了後、記念行事として、講演とシンポジウムが開催されました。車椅子の方、聴覚障害者、精神障害者、無年金の在日外国人の方、各々の家族の方など、年金が受給できなくて困っている方60名ほどで会場はいっぱいになりました。

講演：『障害をもつ人・患者』の所得保障とは(金沢大学教授・井上英夫先生)

シンポジウム：「当事者の考える所得保障」(石川氏、柴田氏、兼平氏、鴨治氏)

◆講演では、井上先生は憲法25条をより豊かに発展させる立場から、冒頭にまず参加者に確認を促すかのようにつぎの条項を読み上げられました。

25条 1項：すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2項：国は、すべての生活部面について、社会福祉、生活保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第一に、社会保障は権力者や政府によって恩恵として与えられるものではなく世界の人々の生命をかけたたかいで勝ち獲られてきたものである（97条）。社会保障を必要とする人々の権利であって、それを保障する義務が国や自治体にある。契約の自由が、持てる者（勝ち組）の権利のみ保障し、格差・貧困を生み出したが故に、社会保障が「願望」から「法制度」として登場した。さらに現代では憲法25条に代表されるように、権利の中でも最高の基本的人権（人権）として保障されている。

第二に、人権は、義務の履行と引き換えに保障されるものではない。義務と権利が相関関係にある契約上の権利とは異なり、租税、保険料、利用料負担ができない人も含め、すべての人に尊厳に値する生活が保障されなければならない。この人権を保障するのは国および自治体の義務である。

- ◆ シンポジウムでは、引き続き井上先生をコーディネーターに迎え、石川和子氏（東京都精神障害者家族会連合会）、柴田文恵氏（在日無年金問題関東ネットワーク）、兼平勝子氏（東京無年金障害者をなくす会）、それに鴨治慎吾氏（東京頸髄損傷者連絡会）によるシンポジウムを行いました。各々の立場から、障害のため充分には働けないのに年金が支給されず、困難な中を懸命に暮らしている様子が語られました。

感想：井上先生のお話は、国民健康保険料を払えなくて保険証を取り上げられている方、生活保護以下のワーキングプアの存在、自立支援法の成立で応益負担になったため障害が重い人ほど負担が増える仕組み、そして無年金障害者の存在など、あまりにも憲法とかけ離れた現実のため息が出ました。憲法25条は最低限保障ではないこと、「健康で文化的な水準」を保障すべきである事、国に対して量的・質的に向上・増進の義務を課していることなどをお聞きし、「目からうろこ」の感じでした。現状に慣れてしまい「仕方がない」と思っていた自分にハッと気づかされた1日でした。



関東ブロック家族会精神保健福祉大会報告

副会長 真壁 博美

11月25日（木）さいたま市大宮にて関東ブロック大会が開催されました。参加者は約450名でした。

基調講演を西田淳志氏（都精神医学総合研究所）が行いました。特に印象に残ったのは、イギリスではたとえば、「自動車がこわれると30分以内でサービスを受けられるけど、心がこわれると、1年も2年もほっておかれます！」というようなキャッチフレーズが、街のあちこちに貼ってあるとのこと。日本でも一般市民に向けたキャンペーン活動に力を入れ、心の問題をすべての国民の問題にしていく必要があると思いました。

パネルディスカッションには、パネラーとして当事者・家族・精神科医・支援者等が参加し、司会進行を上野容子氏（東京家政大学）が務めました。当事者の藤澤氏からは、「父親は79歳、母親が76歳になる。父母が病気になって介護が必要になった時、当事者はどうしたらいいかとても不安だ」という話がありました。私たち家族は、「親亡き後」のことをよく心配していますが、自分はピンピンコロリのつもりかもしれないけれど、みんながそうなるとは限りません。障害者・高齢者に限らず、「誰もが安心して暮らせる地域社会をつくること」がとても大切だと感じました。昼食休憩後に当事者のピアノ演奏があったり、大正琴グループの演奏を楽しんだり、参加者全員で歌ったりと会場が一つになる工夫もされていて、大変心癒される大会でした。

「障がい者の働く場」パワーアップフォーラム 主催ヤマト福祉財団

東京会場 10月15日(金) 10時～17時 灘尾ホール(千代田区)

都連理事 増田公子

1996年度より、ヤマト福祉財団は、小規模作業所パワーアップセミナーを開催し、今年で15年目になります。その歩みの中で、工賃1万円からの脱却、活力在る作業所を目指して、一般企業への就労への取り組み、精神障がい者の働くことについてなどの、地域に根付いた実践報告のもとでセミナーが開催されてきました。また、現在、「障害者の権利条約」の批准にむけて、「障がい者制度改革推進会議」などで、国内法の見直しがされつつあり、障がい者が働くことについて、国際基準の比較で論じられています。このような状況を踏まえ、本年度は、これからの障がい者の働く場や障害者施設・事業所のあり方を講師の方と考えるフォーラムを、精神障がい者の家族会も運営に協力し、南は福岡から北は北海道7会場で開催されました。

- ・基調講演：講師有富慶二氏(財団ヤマト福祉財団理事長)

「成功する事業開発のアプローチ。オンリーワンビジネスモデルの創出！働くことや暮らしを支えるには土台となる事業の成功が在ればこそ。どんな思考が事業への成功へとつながるか」

高い『社徳』を目指す「企業姿勢」に、地域社会から信頼される企業・障がい者支援と載っています。福祉財団の主な事業の一つに小倉昌男賞の贈呈があります。

- ・歴代のヤマト福祉財団小倉昌男賞の受賞者による講演、講師：中崎ひとみ氏(共生シンフォニー・滋賀)

飽くなき挑戦[障がいの在る人の出会いから、学び、考え、行動した結果を赤裸々に語る。未来をどう開こうとしているか。]

1986年に共生、共働、共育を理念に小規模作業所として誕生。1996年に、就労継続支援A型定員50名。製菓の製造販売事業。障がい者と全員雇用契約を結ぶ。(最低賃金除外無し)。働いているものに障がいの有無は関係ないはずと考えた。低い生産性+高いコスト=経営が苦しい。そのままでは解決しない。生産性の低い障がい者+生産性の高い健常者+障がい特性を生かしての相互扶助関係と考え、指導員は1人で良いそして、考え方として、指導するのではなく、一緒に働く(共働)から賃金確保できる。障がい者はサービスを受ける人ではなく工夫が必要な労働者としてと認識を変えた。経営の改善として、賃金の支払い=商売の成功=生産性→市場への参入と思う。雇用創出により地域社会のアイテムとなる等と夢を語ってくれました。

午後からは、

- ・時事講座として講師藤井克徳氏(日本障害者協議会 常務理事)

「新たな政策潮流と障がいのある人たちのデーセントワーク

(尊厳のある労働)」

- ・「障がいのある人々の労働・雇用支援の現状と課題」をテーマに行動につながるシンポジウムに移り、以下4人のシンポジストで、コーディネーター藤井克徳氏のもと開催されました。宮本久美子氏(けいじん舎・和歌山) 叶義文氏(大牟田慶愛園・福岡) 加藤晃彦氏(杉並・あしたの会福祉作業所) 小川憲司氏(志木市精神保健福祉を進める会・埼玉) 宮本久美子氏からは、法人概要の話から、無認可作業所時代の精神障がいのメンバーの出会いから、かれらの置かれた状況を知ったスタッフたちは、精神障がい者の社会復帰運動を展開、家族会への支援、啓発行動を行ったことを話されました。そして、きょうされん30周年企画映画、「ふるさとください」のモデルになった作業所で通称「麦の郷」が広く親しまれた名称となっています。障がい者の経済的自立を果たすためたくさん賃金「万札」を持って帰らせたいという思いが事業を生み出しましたと熱く報告されました。

新しい挑戦に、あたらしい総合福祉法に向けて、夢が膨らむ学びになりました。

100 万人署名活動はまだ道半ばです

都連理事 小笠原勝二

こころの健康を守り推進する基本法の制定を求める請願書の署名は、みなさまのお力添えで署名もだいぶ事務局に届いています。この署名活動には作家、音楽家、学者、精神科医、地域活動家など多くの著名人の方々および、海外の知識人からも遅れている日本の現状を憂いまた改善を促すような応援メッセージも沢山いただいております。このようにこの署名活動は軌道に乗ってきたのではないかと思います。しかし、まだ目標の100万人には届いておりません。また事務局に届いた署名には、残念ながら住所の未記入、姓または住所に“同上”や“〃”という表記が多々見受けられ、せっかくいただいた署名が勿体なく感じます。繰り返しになりますが次のような要領で皆様のさらなるご協力をお願いいたします。

＜署名について＞：①住所は都道府県から番地までお1人ずつ記入して下さい。“同上”や“〃”という表記ですと無効になる場合があります。②必ずボールペン、サインペンで署名して下さい。鉛筆は不可です。③署名したものをコピーしたり、ファックスで送られたものは無効になります。④署名する人の年齢制限はありませんが、日本在住の方に限ります。⑤請願人代表の欄は記入しなくても大丈夫です。請願人代表になってもよいとお考えの方は、お名前と住所をお書き下さい。

＜署名の集約について＞：12月11日が第1次集約日になっています。お手元に集まってきている署名用紙を東京つくし会事務局あてにお送りください。署名用紙最終の集約日は3月4日です。



◇平成22年度 賛助会加入状況 (H22年11月30日現在)

| | | |
|---|--------------|-------------------|
| 診療所 | 塩入医院 | 3,000円(1口) |
| | 天下堂医院 | 3,000円(1口) |
| | 山本メンタルクリニック | 10,000円(3口+1000円) |
| | かざまクリニック | 3,000円(1口) |
| | 大倉診療所 | 3,000円(1口) |
| | 多賀谷医院 | 3,000円(1口) |
| 平成22年4月1日～平成22年11月30日までの累計：213,000円 (個人1口:2,000円、団体1口:5,000円、診療所1口:3,000円、病院1口:5,000円) | | |
| 個人 | 16口 × 2,000円 | = 32,000円 |
| 診療所 | 47口 × 3,000円 | = 141,000円 |
| 病院 | 2口 × 5,000円 | = 10,000円 |
| 団体 | 6口 × 5,000円 | = 30,000円 |

*ご協力ありがとうございます。



編集後記・・・ご高齢のある親御さんのお願いで、ご息が入院されている精神科病院に面会のため同行しました。私の車で40分程の道程を、今まで体験されたこと、お子息に対する思いなど止めどなくお話しされていました。どれも身につまされるものばかりです。面会時間よりも早く着いたため、待合室で外来診療や面会におとずれる方々の様子を眺めていました。身体を左右に振りながら車の付いた歩行補助用具を押した年老いたお母さんらしき方を先頭に、4人連れのご家族が待合室に入ってきました。そのお母さんと思しき方は、受付に尋ねるわけでもなく黙々とまた手慣れた様子で面会申込票に記入し、受付から面会票を受けとり無言でそれぞれ付添いの方に渡していた光景には、ただただお母さんと思しき方のご健康をお祈りするしかできませんでした。このお母さんは今までに、もうどれくらいの回数および枚数の面会申込票を書いたのだろうか。(都連理事 小笠原勝二)